

1. 議事日程

(平成19年第1回安芸高田市議会3月定例会第24日目)

平成19年3月23日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第3 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 発議第2号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第5 発議第3号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例についての訂正の件
- 日程第9 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第2号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第4号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
【ふれあいセンターいきいきの里ほか54件 再指定】

- 日程第 16 議案第 8 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 17 議案第 9 号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第 18 議案第 10 号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について
- 日程第 19 議案第 11 号 安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例
- 日程第 20 議案第 12 号 安芸高田市無線アクセス施設管理運営基金条例
- 日程第 21 議案第 13 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
【本郷地域活動拠点施設ほか 2 件 新規】
- 日程第 22 議案第 14 号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 23 議案第 15 号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 16 号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 17 号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 18 号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 26 号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例
- 日程第 28 議案第 19 号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例
- 日程第 29 議案第 20 号 安芸高田市企業立地奨励条例
- 日程第 30 議案第 21 号 字の区域の変更について【田草川地区 1 工区】
- 日程第 31 議案第 22 号 字の区域の変更について【地籍調査事業】
- 日程第 32 議案第 23 号 安芸高田市災害危険区域に関する条例
- 日程第 33 議案第 24 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 34 議案第 25 号 市道の認定について
【県道廃止により不用となった旧県道の市道認定】
- 日程第 35 議案第 40 号 平成 19 年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 36 議案第 41 号 平成 19 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 37 議案第 42 号 平成 19 年度安芸高田市老人保健特別会計予算

- 日程第 3 8 議案第 4 3 号 平成 19 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 4 号 平成 19 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 5 号 平成 19 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 6 号 平成 19 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 7 号 平成 19 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 8 号 平成 19 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 9 号 平成 19 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 5 0 号 平成 19 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 5 1 号 平成 19 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 5 2 号 平成 19 年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第 4 8 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
6 番	川 角 一 郎	7 番	塚 本 近
8 番	赤 川 三 郎	9 番	松 村 ユ キ ミ
10 番	熊 高 昌 三	11 番	藤 井 昌 之
12 番	青 原 敏 治	13 番	金 行 哲 昭
14 番	杉 原 洋	15 番	入 本 和 男
16 番	山 本 三 郎	17 番	今 村 義 照
18 番	玉 川 祐 光	19 番	岡 田 正 信
20 番	亀 岡 等	21 番	渡 辺 義 則
22 番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

4番 加藤英伸 6番 川角一郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長 建設部長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	社会福祉課長	重本邦明
高齢者福祉課長	沖野和明	保健医療課長	武岡隆文

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（5名）

事務局長	増本義宣	事務局次長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。  
ただいまの出席議員は、21名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
4番 加藤英伸君、6番 川角一郎君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議会改革特別委員会の設置について

- 松浦議長 日程第2、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。  
安芸高田市議会の改革を進めるため、委員会条例第6条第1項及び第  
2項の規定によって、議長を除くすべての議員で構成する議会改革特  
別委員会を設置することといたしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

[異議なし]

- 松浦議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議長を除くすべての議員で構成する議会改革特別委員会を  
設置することと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例
に関する条例の一部を改正する条例

- 松浦議長 日程第3、発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関す
る条例の一部を改正する条例を議題といたします。
この際議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 川角一郎君。

- 川角議員 6番、川角でございます。発議第1号、安芸高田市議会の議員の報
酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明
をいたします。

安芸高田市が誕生して3年が経過しました。19年度の予算審査でも明らかになったとおり、財政状況は極めて厳しく、市民への痛みを伴いながら予算編成がされたものであります。

我々議会議員も一昨年より社会経済の厳しい状況に鑑み、議員発議の特例条例により1カ年を区切って減額してきたところでございます。

この間、報酬その他の費用弁償等について、さまざまな議論も交わしてまいりましたが、市民は私たち議員にさらなる活動を求めておられます。また、今後若い議員の誕生とその活躍も求められているとこ

ろでございました。

そうした市民の期待にこたえるためには、現在の報酬額が決して多額であるとは認識しておりません。しかしながら、市長を初め職員の給与の減額や職員定数の100名削減を目指し合理化が腐心されておる中で、行財政改革により、各分野にわたり厳しい予算が組まれ、懸命に努力されているところに鑑みると、少しでも負担を軽減すべきということもまた本心であります。

こうした中、間もなく減額の特例期間の期限を迎えるにあたり、現在の報酬等に課題があると認識し、今後も根本的に議論を重ねていくことを前提とした上で、当面現在適用している5%の減額条例の特例期間を1年間延長する条例を提案するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成19年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議あり〕

○松浦議長

異議があるようでございますから、これより質疑に入ります。

質疑を求めます。

10番、熊高昌三君。

○熊高議員

昨年に引き続いての特例による議員報酬のカットということですが、提案された川角議員に少しお聞きしたいというふうに思います。いわゆる給与と我々議員の報酬という、この違いというのをどのように認識されておるのかというのが1点。

そして、提案理由の中にもありましたように、執行部の方が非常によくこの厳しい財政状況の中で、頑張っておる。そういった中で、特別職あるいは職員も給与カットするから我々もするんだというふうなお話がありましたが、予算審査の中でもいろいろ議論してきましたので、その中身については言いませんけれども、そういった状況の中で、本当にそういった評価をした中で、執行部と横の並びに我々議員が報酬をカットするということが、どうなのかというふうな観点から少しお聞きしますが、二元代表制というふうに、市長あるいは議員は、市民から直接選挙で選ばれた立場があります。そして、市長の立場、そして我々議員の立場というのは、おのずと違うというふうに思いますが、そういった観点で横並びに同じく痛みを分け合うんだというふうな観点で、今回の給与カットということをされるようですが、それが本当に市民の理解を得られるというふうに、市民の声を聞かれたのかどうか。その点についてまずお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

6番、川角一郎君。

○川角議員

今、議員の方から質疑があったわけでございますが、ご案内のよう

に、この件につきましては、私は提案者になっておりますが、その他多くの議員の賛同も受け提案しているわけでございます。先ほどありましたように、今回の予算とそしてこの減額についての考え方ということでございますが、ご案内のように非常に厳しい財政内容というのは、お互いみんな認識しておると思います。そういう中にありまして、前々回5%削減という、出た問題の中で、その時にもろもろ考えた時には、ほとんどの方が賛成したというふうに思います。それで、その後、昨年も続き、また19年度もこれに持って行くということについては、以前取り組んだ時期と考えると、今が非常に経済情勢でも好転しておれば別ですが、そうでもないという予算の中で非常に厳しい中、そして、また、その執行部なり皆さんがそれぞれ切り詰めて予算対応し、それぞれ職員の方まで減額されておることからみれば、当然議員としてもひとつこれに減額して、少しでも予算の中に反映したらという気持ちであるわけでございまして。

また一方、市民の声をどこまで聞いたんかということでございますが、それは、それほどお互いに、いろんなところでは各議員とも話しはしておると思うんですが、やはりそこらは、ひとつの議員のモラルとしてどうなんかということで判断していくというのが、非常に大事ではなかろうかということで、答弁にならんかとは思いますが、そのようなことで、今回の5%を提案したということでございます。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番、熊高昌三君。

○熊高議員

市民の声は、議会活動をしっかりやってほしいと。その対価としての報酬であるから、それが高いというふうな認識はないと。ただ、活動しない議員には、報酬として出すべきではないというふうな厳しい声も、私も聞きました。そういった観点からすると、市民が望んでいるのは、そんなに議員の報酬が高いというふうに思わんと。むしろ、その対価に合うような活動をしとるかどうかが、やはり視点として大きいんだというふうなことを言われます。そういった観点から、我々議会が先ほども議会改革特別委員会を設置しましたが、そういった中で今の議会ではいけないという認識があるからそういった委員会も設置されたわけですから、そういった観点で、議会活動をしっかりすることが必要だと先ほども言われましたが、そういった状況に今あるのかないのか。活動しておるが、なお報酬が高いと認識するから5%カットするんだと、そういう観点で提案されたのかどうか再度お聞きします。

○松浦議長

答弁を求めます。6番、川角一郎君。

○川角議員

ここで二人であこまで討論せにやあいけん問題ですか、議長。

こっちはもうそのように皆さんの意見も踏まえて自信を持って提案しとるのに、個人的にこうやり合うというのは、おかしいんじゃないんですか。

でまあ、今の答えですが、お互いにですね、今の給与の中で、5%下がろうがどうしようが、対価としてですね、何もこれで下げたからこれでいいというようなもんじゃないと思います。その、金にかかわらず、やはり協力するところはし、お互いが認識をして、その上に立って、お互いが一生懸命ですね、どう言いますか、議会活動というのはされるということで、皆さんそれぞれ5%カットしてでもですね、手を抜くということはないに、一生懸命このことについては、対価としては十分な活動をされておるいうふうに、私は思います。

以上です。

○熊高議員

私は討論しとるつもりはないんで、討論は後ほどありますんで、今は提案されたことに対しての質疑をしておるわけで、それに対してのお考えをお聞きしたいということで、聞いとりますのでご理解をいただきたいと思います。

これ以上の質疑はどうかというふうな提案者もありましたんで、これ以上の質疑はしません。後ほど討論の場もありますので、そこらで明らかに私の意見はさせていただきます。

以上終わります。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論〕

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。議長。

○熊高議員

熊高昌三君。

○松浦議長

○熊高議員

本提案に対して反対するものとして討論をさせていただきます。

先ほど質疑でもありましたように、私の考えと提案者の考えはかなり差異があるように感じました。一昨年もその前もこういった議論をしてきましたが、昨年も、私はこの件に関しては反対をさせていただきましたが、その理由は、やはり、市民が望んでおるのは、議員の報酬のわずかなカットではないんだと。むしろ、こういった厳しい行財政の状況の中で、夕張とまでは言いませんけども、そういった状況に

ならないように、議員が活動の中でしっかり行政のチェックをしてほしいんだというふうな、強い気持ちがあるように承っております。であるならば、この5%カットというような報酬をすることなく、むしろ、しっかりと議会活動の中でそれ以上のものを返していくということが、市民が望んでおる選択肢だというふうに私は信じております。そういった観点から今回の議員報酬5%カットというところに対しては反対を申し上げます。

○松浦議長 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

13番、金行哲明君。

○金行議員 13番、金行です。今、反対討論もよく気持ちはわかりますが、私は、賛成討論としての立場で討論させていただきます。

今、熊高議員の決して我々の報酬は多いとは考えておりません。私も報酬は下げるべきではないとは一時は思いましたが、この予算のやる中において、特別職はもとより、我々働くものの職員までのカット。そのカットの前には、いろいろの建物、ハード面でいろいろ考えていかねばいけないことも、多々ありますが、ここは、職員と同時に、我々議員も一緒にこういう窮地を乗り越えようじゃないかという気持ちで出た議案でございますので、私は賛成としてやるべきだと強く賛成の意見を述べさせていただきます。終わります。

○松浦議長 次に反対討論ありますか。

1番、明木一悦君。

○明木議員 議長。今の発議に対する反対討論を行います。

先ほど、提案者からも説明がありましたけども、今回も引き続きこれをやる必要があると言われました。しかし、その説明の中で、根本的にこの件については見直していく必要があるという説明もいただきました。ということは、どういうふうにとればいいのかよくわかりませんが、もしこれを継続的にしていくのであれば、私みたいな若い議員が非常に出にくくなっていく。ということは、議会のできる発言権が少なく、市民の広い立場からですね、参加者が、議会に出てくる人間が少なくなっていくということも考えられます。また、実際にこれをされることによって、議会活動が非常に狭まれていく。ということは、ほかから報酬を得ないと生活ができない。または、それだけのことができないということになってきます。それは、非常に議員活動を狭めていくということに感じます。そういうことを考えるとですね、やはり報酬を下げるということについては、議員だけじゃなくて職員に対してもこれから出てきますけど、議案が、それも含めた形でこれを反対していく必要があるというふうを感じ今回の議案に対しても反対するものです。

以上です。

○松浦議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、岡田正信君。

○岡田議員

私は、昨年もその前もですが、本来報酬を下げるということはですね、それまでに、報酬の中身は地方交付税の算入ということがあります。ただ、一時金とか通勤、勤勉手当、職員でいえば、こういう交付税措置されない部類から下げるのが、本来の姿です。一時金のカット、ただ、昨年もそうですが、全体の中で考えれば、5%のカットは報酬ですが、一時金をカットしてもその額になるというように、私は考えがあります。ただ、その根拠としては、当初、合併したときの報酬審議会の答申が尾を引いとるわけですね。ですから、反対された方は、議員活動が云々かんぬん言われましたけども、確かにその問題もあるでしょうけども、市民感情としてですね、今財政状況、皆さん見られるときにですね、議員の報酬とカットするという方法は一つあるんです。本来は一時金を先にカットして、報酬へいくのが本来の姿ですが、金額的には中身は一緒という方向に市民はとりますから、この際昨年も同様な形で5%カットされたということですので、引き続き市民感情から申し上げますと賛成するものでございます。

以上。

○松浦議長

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番、入本和男君。

○入本議員

反対討論をさせていただきます。

特例というものは継続するものではないというのが第1点でございます。次に、執行部の役職の場合ですね、先進地の視察等行きますと、それは、生活費でないという形で随分課長並み部長並みにダウンされたところがあります。しかしながら、一般職員は給料を守ると、なぜならば、一番直結しとる市民生活における生活意欲基盤は、なんといっても報酬、給料でございます。それを、特例、特例でやるということは、非常に職員自体も不安定な形になるという形ですね、先進地ではそういう手法をとっておられました。

議員報酬につきましてもですね、やはり、定数が多いのならば、定数削減で報酬カット、現在議員報酬にしてもですね、73名から本来なら26名のところを、定数減の22名で出発してですね、なおかつこのたびの議員改革ではそういう定数減も含めて報酬面も含めてですね、議論しようとしている中で、私は特例というものは、1年間の中で審議してですね、本来2年目になる場合はですね、報酬を下げたものが諮問機関から下げられたものをそれを継続する。または、それをやっていくというのが本来の姿ではなかろうかというふうに思っております。やはり、我々とすれば、与えられた仕事を与えられた金額に対しての行動力を市民が見分けてですね、来年の選挙には我々の行動が評価される時期があるわけでございます。しかしながら、職員はですね、希望退職並びに定年になる限りは、ずっと市民とともにやっていくわけです。次に出てくる議案に対しても、職員の減については反

対するものでありますし、我々も、特例というものは、やはり、継続すべきではないというふうに思いまして反対をいたします。

○松浦議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番、秋田雅朝君。

○秋田議員 私は、この発議に対して賛成をいたす意見を述べさせていただきます。

まず、先ほど来ございました、給与と報酬の違いという話もございました。確かに、職員の皆様は、給与という形でいただいている中での減額でございます。議員として報酬の中でのカット、減額という形なんです、違いはないと思います。減額になったから仕事をしないという考え方には至らず、減額になった過程を考えた時には厳しい財政状況の中で、職員も一丸となってそれに邁進するという、仕事はますますしっかりやられるという覚悟の中での減額でございます。議員も5%カットはいたしましても、市民の皆様の負託にこたえるべく努力をしていかなきゃいけないと思います。あくまでもこだわるのは特例ということで、私はまあこれを賛成させていただくわけでございます。確かに若い議員、今後出てこられた時に、ずっとこれが継続されてるような状況ではそれはやる人はいないかもわかりませんが、ところが、そのことにこだわらずに本当に市民のための仕事をするべきことが、まず第一番と考えますし、みんなでこの現況、厳しい状況を乗り切るためには職員、議員一丸となって取り組むべき事案であることから、私は賛成をいたすものでございます。

○松浦議長 ほかに反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○松浦議長 続いて賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○松浦議長 討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 発議第2号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則

○松浦議長 日程第4、発議第2号、安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原議員

発議第2号、安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をいたします。議案につきましては、お手元に配布してありますとおりでございます。資料の新旧対照表と併せてご覧下さい。

本件は本年4月に施行されます地方自治法の改正において、議会制度に関する改正がなされましたことに伴い、本市議会会議規則の関係部分の改正をするものでございます。改正点といたしましては、委員会からの議案提出権を新たに規定し、併せてそれに伴う関係条文を改正するもの、その他会議録につき電磁的記録が可能となり、それに伴う関係条文を改正するものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略をいたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時28分 休憩

午前 10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開をいたします。

先ほどの発議2号の件につきまして訂正箇所があるということでございますので、局長に説明を求めます。

○増本議会事務局長

議長。

○松浦議長

増本議会事務局長。

○増本議会事務局長

誠に申しわけございません。今発覚をいたしましたのですが、お手元に配布いたしております、発議第2号の一番頭の部分で、安芸高田市議会会議規則の一部を改正する条例とございます。これは規則でございますが、大変な間違いをいたしております。誠に申しわけございませんが、これを差しかえをさせていただくということで、皆様のご了解をいただきたいということで、議長からお諮りをさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松浦議長

先ほど局長が申しましたように、差しかえさせていただいてよろしゅうございますか。

〔異議なし〕

○松浦議長 それでは、差しかえをさせていただきます。  
お諮りします。  
本件は委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第2号、安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第3号 安芸高田市議会委員会条例の一部を
改正す条例

○松浦議長 日程第5、発議第3号、安芸高田市議会委員会条例の一部を改正す
条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原議員 発議第3号、安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例につ
いて提案理由の説明をいたします。議案につきましては、お手元に配
布してありますとおりでございます。資料の新旧対照表と併せてご覧
下さい。

本件は本年4月1日に施行されます地方自治法の改正において、議
会制度に関する改正がなされたことに伴い、本市議会委員会条例
の関係部分の改正をするものでございます。改正点といたしましては、
委員の選任につき、これまで本会議で選任するものとされておりました
が、閉会中に限って、議長が委員の選任を行うことができること、
併せてそれに伴う関係条文を改正するもの。その他、会議録につき電
磁的記録を可能といたすものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げ
ます。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第3号、安芸高田市議会委員会条例の一部を改正す条例の件を、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の  
同意について

○松 浦 議 長

日程第6、同意第1号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

同意第1号でございます。議案名が安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についてでございます。本件は任期満了に伴う教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定に基づき、合併時の特例として5人の委員の任期はそれぞれ1年を1人、2年を1人、3年を1人、4年を2人としておりました。そのうち、3年任期の委員、柳川基興さんが、このたび任期満了となるため、引き続き任命したいと考えております。

柳川基興さんは、長年教師として学校現場に携われ、学校長を経た後、旧八千代町の教育長を務めておられます。合併後は教育委員会委員として、安芸高田市の教育行政の推進に寄与していただいております。豊富な経験と広い見識を有しておられ教育委員会委員として適任であると確信をしております。

以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。  
この件に関しましては、委員会付託、質疑、討論を省略したいと思  
いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。  
お諮りいたします。  
これより同意第1号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意につ  
いての件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。  
ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時36分 休憩

午前 10時38分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求め  
ることについて

○松浦議長 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ  
とについての件を議題といたします。  
この際議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 諮問第1号、議案名が人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてでございます。本件は人権擁護委員の任期満了に伴う後任候  
補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の  
規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

本年6月30日をもって任期満了となります吉田町の新川辰二委員  
の後任候補者として吉田町川本の大内正浩さんを推薦するものでござ  
います。

大内正浩さんは、福祉委員を務めるなど地域福祉活動に積極的に取  
り組んでおられます。また、人権問題に対しても十分な理解があり、  
熱意と意欲をもって人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、  
人権擁護委員として、適任であると判断し推薦支援するものでござ  
います。

以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。  
この件に関しましては、委員会付託、質疑、討論を省略いたしたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本件は、諮問のあった大内正浩さんを適任とすることに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった大内正浩さんを適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例についての訂正の件

○松 浦 議 長

日程第8、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例についての訂正の件を議題といたします。

お手元に配布のとおり、総務企画常任委員会で付託審査中の議案について、市長から訂正の申し出がございました。

市長から申し出の趣旨の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例議案訂正の要旨を申し上げたいと思います。議案の訂正について説明を申し上げます。

本定例会において、3月2日付で提出させていただきまして、それぞれ委員会でご協議をいただいております。議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例案のうち、4ページに記載しております。附則の施行期日を平成19年4月1日から6カ月延期いたしまして、10月1日とするため議案の訂正をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

○松 浦 議 長

これをもって趣旨説明を終わります。

なお、本件に関しては、質疑、討論を省略いたしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、本件の質疑、討論は省略いたします。

お諮りいたします。

これより、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例についての訂正の件を起立により採決いたします。

本件は、申し出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は申し出のとおり承認することに決しました。
ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時44分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第10 議案第2号 安芸高田市特別職の職員等の給与
の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例

日程第12 議案第4号 安芸高田市職員の給与の特例に関
する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

日程第15 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者
の指定同意について【ふれあいセンターいきいき
の里ほか54件 再指定】

日程第16 議案第8号 財産の無償譲渡について

日程第17 議案第9号 広島県市町職員退職手当組合を組
織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変
更について

日程第18 議案第10号 広島県市町公務災害補償組合を組
織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変
更について

日程第19 議案第11号 安芸高田市無線アクセス施設の設
置及び管理運営に関する条例

日程第20 議案第12号 安芸高田市無線アクセス施設管理
運営基金条例

日程第21 議案第13号 安芸高田市公の施設の指定管理者
の指定同意について【本郷地域活動拠点施設ほか
2件 新規】

日程第22 議案第14号 過疎地域自立促進計画の変更につ
いて

○松浦議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、日程第9、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から、日程第22、議案第

14号、過疎自立促進計画の変更についてまでの14件を一括議題といたします。

本14件は、一括して総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○山本総務企画常任委員長

議長。

○松浦議長

16番、総務企画常任委員長 山本三郎君。

○山本総務企画常任委員長

総務企画常任委員会の報告をいたします。平成19年2月28日及び3月2日付で、本委員会に付託された議案の審査の結果を会議規則第101条の規定により報告します。

3月2日、3月9日に委員会を開催し、市長、副市長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

議案第1号から議案第14号までの14議案についての審査において、出された質疑・意見の主なものは次のとおりです。

まず、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、副市長の役割・責任と、収入役廃止に伴う組織についての質疑があり、今後副市長は執行役員的な役割と結果責任を問われることになると思われる。職員と連携をとりながら強い意志を持って行革を取り組みたい。会計事務については、従前の収入役事務と同等なので、1名を次長級で定めたいと答弁がありました。

次に、議案第2号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第4号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、一括して審査を行った結果、給与の削減は十分に経費削減を努めた上での最終的な手段として行われるのなら理解できるが、まだ施策として本来やるべきことはあるのではないか。職員の労働意欲の減退につながらないためにも十分協議は行われてきたのかといった質疑があり、財源不足を補うために、最終的に人件費を削減する方法をとることを職員へ説明をしてきており、行革の必要性と併せて今後も十分な協議をしていきたいと答弁がありました。

なお、討論において、政策を進めてきた結果、減額措置をすることに至ったようには理解できず、短絡的な取り決めをすべきでない。

定年以外の退職者や仕事が増えている中で給与を削減すれば、職員の労働意欲は減退し、資質の向上が図られないと反対討論がありました。

次に、議案第3号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、給与の削減を何年続ければ財源不足を解消できるのか。また、その計画は示すべきではないかといった質疑があり、財政推計は毎年見直しており、全体の調整をした中で給与の見直しを提示していると答弁がありました。

なお、討論において、給与カットを何年続けるかの計画や財政推計、

事業の優先順位が示されていないため、中身が十分に理解できないと反対討論がありました。

次に、議案第6号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、図書館長の勤務体系や市内の図書館との関係、産業医の設置目的に関する質疑があり、建設中の図書館を中央図書館、その他の市内図書館を分館と位置づけて総括して管理運営をしていくために、専門職を有する館長1名の人選を現在行っている。産業医については、職員の心の病や長期休職者にアドバイスを送るために厚生労働省で認定された人を中心に従事していただくと答弁がありました。

次に、議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意については、指定期間を見直すべきではないかといった質疑があり、収益性のある施設については長期計画を立てる必要があることや人材確保の点からも、内容や運営方法を精査させていただき、見直しについて検討していきたいと答弁がありました。

次に、議案第11号、安芸高田市無線アクセス施設の設置及び管理運営に関する条例については、全市的な課題や今後のインフラ整備の考えについて質疑があり、全市に光ファイバーを敷くのは非常に費用がかかるため、第一段階として、ほぼ全家庭で使えるADSLを導入したい。光ファイバーの全市導入は今後の課題としたいと答弁がありました。

次に、議案第13号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意については、指定管理者としてどのような用途や目的で応募されているか質疑があり、地域の福祉活動、伝統文化の継承活動、健康づくり活動等の拠点施設として使用されるために申し込まれていると答弁がありました。

最後に、議案第14号、過疎地域自立促進計画の変更については、吉田少年自然の家は地域の方が使われる施設にもなっているが、生涯学習だけでくくってよいのかといった質疑があり、基本的には生涯学習施設であるが、地域密着型施設として活用される場であるべきと考えていると答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託された議案第1号から第14号についてはすべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本14件に対する反対討論の発言を許します。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

委員長報告にもありましたが、委員会の中でいろいろ議論をしてきました。その結果、議案個別に賛成するものあるいは反対するものがありますので、その個別の中で反対するもの賛成するものも同時に言うてよろしんでしょうか。反対を申し上げて後ほど賛成討論もできるんですか。まず、反対の議案のみ討論をさせていただきます。

まず、2号議案、3号議案、4号議案、そして関連する6号議案、これについて反対をするものであります。

まず、2号議案については、特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正するということですが、これは市長、副市長を中心とした特別職の給与カットであります。これは先ほど、議員の報酬のカットでも申し上げたように、本来特例でこういったことをすべきではないという観点もありますし、本来、それぞれ、報酬の審議会で決定をされ、それが妥当であるというものを出された報酬、これをしっかり使いながら、本来の職務を全うするというのが、その特別職のすべき、私は行動であろうというふうに思います。財政が厳しいということの中で、市民の皆さんに痛みを伴うといったお願いをするという中でこの報酬カットということがありますが、本来市民の皆さんに、この財政厳しい中で、どのように理解を得るかというのは、もっと違う次元でしっかり政策ですべきだというふうに、私は考えております。そういった観点から、むしろ報酬は据え置いてでも、しっかりとした仕事をしていく、その方が市民は喜ぶのではないかというふうな観点で反対を申し上げます。

議案3号について、これは職員の給与に関する削減の条例一部改正であります。これについても、予算審査特別委員会の討論の中でも申し上げましたが、本来、職員が、定数が削減されるという中で、非常に厳しい職場環境の中にあるという状況がこれから生まれてきます。そういった状況の中で、市の一定の方針を示す中で職員の皆さんにも、当然ながらこの財政厳しい状況で、多くを占める人件費の削減というのは、避けて通れないという状況であろうというふうに思いますが、その方向性の議論が十分になされないまま、こういった給与カットというのが、続いて出てきたということは、非常に職員にとっても意欲をなくする状況ではないかというふうに思います。そういった観点から、むしろ職員に意欲を十分発揮できるような体制の中で、そういった協議をされる中で、我々もそういった削減に協力しようという前向きな姿勢の中でこういったことが取り組まれるということであれば、私も大賛成であります。そういった取り組みが見えない中でもこういった給与削減というのは理解できないという観点から反対を申し上げます。

4号、6号に関しても、その関係する部分がありますので、併せて反対ということで討論を終わりたいというふうに思います。以上です。

○松浦議長
○熊高議員
○松浦議長
○熊高議員

次に、本14件に対する賛成討論の発言を許します。

議長。

10番 熊高昌三君。

議案7号、これは、指定管理の同意についてでございますが、これについては、委員会の中でもいろいろ調査をさせていただきましたが、指定管理を行って1年が経ち、これからどういった方向にするかという大事な年であろうと思います。早くその指定管理の中身についてもいろいろしっかりとした方向を出すべきだというふうな議論もさせていただきましたが、それこそ、2年目でありますので、この年に指定管理のあり方自体をしっかりと検討いただきたいというふうに思います。というのは、指定管理の期間の問題が非常に指定管理に関しては、大きなポイントがあるかと思います。特に福祉関係の指定管理、ここらあたりは、人材確保の観点からも1年という指定管理の期間では十分な準備あるいは企画ができないという状況もあるというふうに聞かせていただいております。あるいは、今年から始まる、この関係にはありませんけれども、みつや保育所も新しく出ておりますが、ここらは3年という指定期間になっているんですね。そういった観点からも今回の54件すべて1年という契約になっておりますので、ここらは今年しっかりですね、そういう方向を探っていただくという年にさせていただいて、しっかりとこの予算を生かしていただく、こういった中で新しい方向性をしっかりと模索する年にさせていただきたいということで、この予算を執行していただきたいという観点から賛成を申し上げます。

○松浦議長
○今村議員

反対討論を許します。17番 今村義照君。

議案第14号のことについて反対討論といたします。

この議案については、これまで少年自然の家の運営をめぐっている考えられてきたところではございますが、今回、過疎地域指定をこの案件で行いたいということだろうというふうに思うわけでございます。本来この過疎地域の指定及び起債の発行については、元来以前は辺地計画及び辺地債ということで、辺地による事業目的を行政の方でそのことを高めようと、具体的に言いますと、過疎地域での生活基盤整備、例えば、道路であるとか、上下水道の問題であるとか、消防の問題であるとか、そういった安全施設を含め、地域の生活の利便性、それから安全性を確保するために、その地域課題に不便な状態を解消するために設定されたというふうに、認識をするものでございます。この過疎債については、長期的にそういう地域の交付税措置を有利に展開し、行政経費を安価にしようという形で認められた起債方法でございます。しかしながら、この議案の計画では、本当に過疎地域として認定するのがふさわしいのかどうかということに疑問を持つわけでございます。それは、地域全体が、地域全体ということは市内全体が

過疎という形で認められてはおりますが、冒頭言いましたように、あくまで辺地なり過疎地での対応の仕方というのが主になつとるというふうに思うわけでございます。今回の議案は、いわゆる過疎債を使わんがための自立促進計画の変更によるものでございまして、具体的に言うと、少年自然の家の改修工事に1億6千万の過疎債、5千万の現金、計2億1千200万の予算をこれに充当するために提案をされておりますが、あくまで、この2億1千200万の、この予算の中で含まれれば、一時的な支出につながるわけでございます。係る観点からすれば、今の市の財政状況の中で、例え有利な起債であるとはいえ、一時的な資金を投入する余裕があるのかどうか。という疑問を持つわけでございます。もっと有効的な資本の使い方があるのではないかとすることは、一考にするべき問題であるというふうに思うわけでございます。よって、この過疎地域自立促進計画には反対するものでございますが、運用に関しては、やはり十分な論議が必要だということで、時期尚早だと考えるものでございます。

以上、反対討論といたします。

- 松浦議長
- 入本議員
- 松浦議長
- 入本議員

次に賛成討論ありませんか。

議長、反対討論。

反対討論を求めます。15番 入本和男君。

私は、職員の特例に対する給与に対して申し上げるわけでございますが、先ほど議員の時も言ったわけですが、報酬と給料の違いといいますのも、先ほどありましたようにですね、給料というのは現在職員の皆さんは子育てという中にも重要な位置づけもありますし、若者定住という位置づけもあります。個に返ってみれば、市で言えば財政計画、個に返ってみれば家庭の生活設計、そういう中でですね、非常に不安定な状況に置かれると。現在、地方分権も叫ばれてる自立という面から見てもですね、この減額に対する審査の中にでもですね、減額枠がどういう目的かというものも見えませんが、効果もこのたびの審査の中にも余りなかったと、補助金に対しても目的指数を持って市民の理解を得られたかもしれませんけど、こういう直結した問題はですね、やはり、目的というものがはっきりしないと減額の意味がないと思うわけですね。私も去年のこの時期にですね、議員報酬について言いましたけど、議員報酬もですね、逆にいえば報酬ですから、日額でも結構なんですよね。私は、現在の報酬が欲しいから言っておるわけではありません。職員もそうだと思うんですよね。決められた中で生活設計を立てていくと。そしたら、議員と職員の違いは、我々はそういう中でやってきておるわけでございまして、例え報酬が日給月給になっても私の思いは変わりません。と申しますのも、方法論を変えればですね、議会の報酬が高いから方法論を変えるという形をやれば、夜間にしてですね執行部と戦えば、報酬ゼロでやっとなる先進地といえば外国になるんですが、そういう地域もあるわけですね。そういうもの

をいち早く取り入れてやるということも、やっぱし自立の中に財政面を立て直すという中で、大変な問題であろうと思っております。給料に対しましても、財政指数を見た場合に、人件費というものを目的を持った場合に、1割がいいのか、2割がいいのか、3割がいいのか、そういう問題が発生してくると思うんです。安易に、去年の数字を持ってくるということは、2年後の数値が出とるように、特例特例と言いながら、本来の特例の姿になってないというふうに私は思うわけです。よってですね、本当の数値を理解してもらうためには、もう少し分散化してですね、理解を得られる、また、市民の理解を得られる問題をやっていかないと、市民には補助金という痛めつけのご理解をいただき、我々の立場における人間はですね、その指数に向かってですね、減額していくことは、当然協力しなきゃいけないと思うんです。だから、基本的な数値が、見えてないという中でですね、私はこの減額に対する反対をするものでございます。

○松浦議長

次に討論を求めます。

賛成討論ありませんか。

○川角議員

議長。

○松浦議長

6番 川角一郎君。

○川角議員

ここに掲げてありますように、特例中の特別職の給与、それから報酬ですね、それから、職員のということがありますが、先ほど、議員のところでも申し上げましたが、これが非常にどれがベターなんかというのは、いろんな考え方があると思います。やはり、特別職というのは、先頭に立って、ひとつの財源の状況を改善していこうという一つの大きな狙いもございまして、また、一般職につきましても、いろいろ説明を受ける中で、大変これがしなくてすめば一番いいわけですが、ここにきてこれを削減しなくてはいけないという状況については、各職員に説明をして回ったという説明もあったわけでございます。そのような中で、一応理解をされておるということで、我々は受けとめたわけございまして、このことについては、19年度については、ひとつ賛成するものでございます。また、さっきもありますように、26号の少年自然の家の関係につきましても、やはりこれから事業をいろいろ行うためには、有利な起債をいかに使っていかというのが非常に大事であろうと、それからみて過疎債がそこへ投与されたということでございまして、ここらも非常に説明を受けた中では、納得しとるわけございまして、以上のようなことでこの案件については賛成をいたすものでございます。

以上です。

○松浦議長

次に、反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

次に、賛成討論ありませんか。

〔賛成討論なし〕

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第14号、過疎地域自立促進計画の変更についての件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

続いて、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第5号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から議案…
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に続いて会議を再開いたします。

続いて、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第5号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第7号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【ふれあいセンターいきいきの里ほか54件再指定】から、議案第13号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【本郷地域活動拠点施設ほか2件新規】計9件を、一括して起立により採決いたします。

本9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本9件は原案のとおり可決されました。

ただいま、議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例について、総務企画常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、この際これを日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第53号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第53号 安芸高田市事務分掌条例の一部

を改正する条例

○松浦議長

追加日程第1、議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので委員長の報告を求めます。

○山本議員

議長。

○松浦議長

委員長 山本三郎君。

○山本議員

総務企画常任委員会の報告をいたします。平成19年3月2日付で本委員会に付託され、本日議案の訂正がなされた議案第53号安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例について審査しました結果を会議規則第101条の規定により次のとおり報告いたします。

本案件につき、3月9日及び本日、委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

議案訂正前の3月9日の委員会における審査においては、提案が余りにも唐突であり、内部で十分な協議をなされているのか等について議論になり、このまま実施するには周知期間もなく審議ができないとの意見が出され、市長から施行日を6カ月遅らせて10月1日とするという訂正を受けて本日の審査を行いました。

訂正後の本日の審査においては、10月1日に施行日が変更されているが、機構改革については、十分に協議をされた上で、改正案があればむしろ早期に示していただきたいとの質疑があり、執行部から、十分に協議を重ね、内容のあるものにしたいと答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託された議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔議長、討論〕

○松浦議長

まず、反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

反対討論なしと認めます。

○青原議員

議長、賛成討論。

○松浦議長

賛成討論を認めます。12番、青原敏治君。

○青原議員

議案53号に対する賛成討論をさせていただきます。

機構改革を行うには、諸手を挙げて賛成するものでありますが、余りにも、内部協議が不十分で、現場の声も余り吸い上げられていない状況であり、その再検討を求めておりましたが、市長の英断により4月1日施行を、10月1日に繰り延べられ、十分内容を再検討をされることをまずは高く評価するものであります。できうれば、10月といわず、中身の再検討をされ、6月定例には再提案され、11月の第2庁舎完成までに、実質的には改革体制を稼働され、新庁舎内でスムーズに新体制が移行でき、新庁舎体制に配備に関する整備の無駄を起こさないように実施計画を望みこの議案に賛成するものであります。以上です。

○松浦議長 ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第53号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第15号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第16号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第25 議案第17号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第18号 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例

日程第27 議案第26号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例

○松浦議長 続いて日程第23、議案第15号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件から、日程第27、議案第26号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の件までの5件を一括議題といたします。

本5件は、一括して文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

20番、亀岡等君。

○亀岡文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成19年2月28日に付託されました議案第15号、安芸高田市

税条例の一部を改正する条例から、議案第18号、安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例までの4件及び議案第26号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例、計5件の議案につきまして、3月5日に市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。審査を通じて出された主な質疑や意見の概要は、次のとおりです。

議案第16号、安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、市町が指定の権限を持っている地域密着型介護保険事務所等の指定事務に手数料を徴収するという内容ですが、体制については現在の体制で対応できるが、権限移譲を受けるようになると体制の強化を図る必要がある。また、手数料の単価設定の基本的な考え方は、県を参考にしたという答弁を受けました。

次に議案第17号、安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につきましては、ふなさ児童クラブとくるはら児童クラブを追加するという内容でしたが、整備については支所と協議しながら進める。また、指導員については早めに人選し、他の児童クラブで運営等の研修を進めていきたいという答弁でした。その他、川根小学校区での放課後児童対策については、児童数等の関係上、県の補助での児童クラブ開校は難しく、文部科学省での放課後子ども教室の制度により、教育委員会で対応するよう検討を進めている。子育て支援として、教育委員会と福祉保健部の協議は行っていくという答弁を受けました。

次に議案第26号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例につきましては、4月1日から現在の施設のままであり、使用料も基本的に旧料金で管理運営する。リニューアル後については、検討委員会で協議し決定していくという答弁でした。

なお、討論において、地域振興会等の使用についてこの条例では要件を満たさない。また、少年自然の家で市民が心配している財政負担について、今の段階で不確定なものを条例化するのは、市民に説明を示し得ない。したがって、これからの施設運営について協議が終わった段階で改めて条例を整備し直すということで、時期尚早という観点から反対という反対討論がありました。

審査の結果につきましては、付託されました議案第15号から議案第18号及び議案第26号について、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望みまして報告といたします。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本5件に対する反対討論の発言を許します。

○松 浦 議 長

17番、今村義照君。

○今 村 議 員

5件のうち、議案第26号について反対の討論をいたします。

県の条例は集団宿泊生活を通して、青少年の健全育成を図るのを目的とした条例となっております。今回改正案として、安芸高田少年自然の家として、県の宿泊施設を通しての健全育成からプラスして、市民の利用による地域の自主的な活動のための支援施設であると、いうふうにうたっておられます。しかしながら、このことは、まだ具体的な形のものが見えてないというふうに思うわけでございます。ちなみに、地域活動の活動の場とすれば、ここに規定する利用時間の問題もあろうかと思えます。朝9時から夕方5時までという制約がございます。これらの時間的な制約が本当に地域活動の場として利用され得るとすれば、かなりの制約があるのではなかろうかというふうに考えるわけでございます。また、振興組織で使用する場合、利用料であるとか使用料のことは規定がございません。その他、この少年自然の家の特別委員会の中で、これまで協議の中で、その他の使い方として、全国各地から青少年あるいは大人たちがですね、各種スポーツを通じて、そのための宿泊施設としてのあり方も言われてきております。だとすれば、その目的にこたえる事業目的が、この設管条例ではまだ不明確であろうというふうに思うわけでございます。これらの対応のために、この運営管理に関する運営委員会が6月までに方向性を定めるということでございますが、たちまち19年度のための設管条例という制定よりも、施設あるいは運営それらの目的をさらにきちとした形で整理した上での条例にすべきだという観点に立って、この案には反対といたします。

以上でございます。

○松 浦 議 長

次に、本5件に対する賛成討論の発言を許します。

○岡 田 議 員

議長。

○松 浦 議 長

19番、岡田正信君。

○岡 田 議 員

私は、特別委員会の中でいろいろ議論の中で、市長の資金の問題等々、いろいろ完全なものは見受けなかったんですが、ただ、少年自然の家の歴史的な経過から見ますと、安芸高田市が県の事業を丸ごとやるというのは到底無理なことでございますけども、立地条件も下が埋蔵文化財ということで、完全なリニューアルもできないわけでございますけども、ただ、教育の一貫性を重要視する場合はですね、今からの努力によって赤字をどのように埋めるかということも課題がありますけども、それも努力されると見込んで、ただ、他の施設では、教育上のことが少年自然の家でなくてはならない、良い点が過去から今日まであったわけです。ですから、教育の一環としては、大変重要視するべ

きだと私は思います。したがって、他の施設ではできないところを、ここの施設で運用していただいて、また、一般の事業にも拡大を広げながら、できるだけ負担を少なくする努力を見込んで賛成をいたします。

○松浦議長 ほかにはありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。これより採決を行います。

ただいま議題となっております5議案中、議案第26号につきましては、反対討論もありましたので、個別採決といたし、その他の議案については一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。

まず、議案第26号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第15号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件から、議案第18号、安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の全部を改正する条例の件まで、4件を一括して起立により採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第19号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例

日程第29 議案第20号 安芸高田市企業立地奨励条例

日程第30 議案第21号 字の区域の変更について【田草川地区1工区】

日程第31 議案第22号 字の区域の変更について【地籍調査事業】

日程第32 議案第23号 安芸高田市災害危険区域に関する

条例

日程第 3 3 議案第 2 4 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 3 4 議案第 2 5 号 市道の認定について【県道廃止により不用となった旧県道の市道認定】

○松浦議長 続いて日程第 2 8、議案第 1 9 号、安芸高田市農村公園設置及び管理条例の件から、日程第 3 4、議案第 2 5 号、市道の認定について【県道廃止により不用となった旧県道の市道認定】の件まで、7 件を一括議題といたします。

本 7 件は、一括して産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○川角産業建設常任委員長 議長。

○松浦議長 委員長、川角一郎君。

○川角産業建設常任委員長 平成 1 9 年 2 月 2 8 日開催の本会議で本産業建設常任委員会に付託されました議案審査の結果を、次のとおり報告いたします。

付託されました議案 7 件につき、3 月 6 日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査を通じて出された主な質疑や意見について述べてみますと、まず、産業振興部所管の議案第 1 9 号から議案第 2 2 号の 4 件の審査におきましては、議案第 1 9 号、安芸高田市農村公園設置及び管理条例の件で、面山森林公園のみ管理経費が支払われているが、他施設も管理経費が必要なので、公平性の面から分類が不適切ではないかという質疑があり、執行部からは、面山森林公園については地域振興会の拠点施設となる基幹集会所が公園内にある関係で、主にその維持管理のための委託料が支払われているが、今後、条例的な整理を検討するとの回答がありました。

反対討論として、指定管理を受けている面山森林公園と川根自然生態公園はこの条例で整理すべきでないという意見もありました。

また、議案第 2 0 号、安芸高田市企業立地条例の件では、今の段階での当該条例を見越しての企業の動きについて質疑があり、副市長の答弁で、紀文の跡地に 2 社、1 つは鋳物関係で 2 万から 3 万平米の土地を求められている企業、ほかに建設機械の関係企業で広島市からの移転を希望している企業があり、現在協議中である。今後も県企業立地推進課と連携して企業誘致を図る旨の答弁がありました。委員からは早急に市のホームページに情報掲載し全国に情報発信すべきだとの意見が出されました。

次に、建設部所管の議案第 2 3 号から議案第 2 5 号の 3 議案の審査におきましては、議案第 2 4 号、安芸高田市住宅条例の一部を改正する条例の件で、今後の市営住宅の方向性として若者定住について優先順位があるべきではないかという質疑があり、執行部からは公営住宅

法の関係があるが、今後、県や国に問い合わせた結果、検討するとの回答がありました。

審議を尽くし、討論、採決を行いました結果、付託を受けました7件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告をいたします。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本7件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

続いて、賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○松浦議長

討論ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、安芸高田市農村公園設置及び管理条例から、議案第25号、市道の認定についてまでの7件を、一括して起立により採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第40号 平成19年度安芸高田市一般会計
予算

日程第36 議案第41号 平成19年度安芸高田市国民健康
保険特別会計予算

日程第37 議案第42号 平成19年度安芸高田市老人保健
特別会計予算

日程第38 議案第43号 平成19年度安芸高田市介護保険
特別会計予算

日程第39 議案第44号 平成19年度安芸高田市介護サー
ビス特別会計予算

日程第40 議案第45号 平成19年度安芸高田市公共下水
道事業特別会計予算

日程第41 議案第46号 平成19年度安芸高田市特定環境

保全公共下水道事業特別会計予算

- 日程第42 議案第47号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第48号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第44 議案第49号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第45 議案第50号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第46 議案第51号 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第47 議案第52号 平成19年度安芸高田市水道事業会計予算

○松浦議長 日程第35、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算から、日程第47、議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算までの13件を一括議題といたします。

本13件は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○川角^{予算審査特別委員長}議長。

○松浦議長 6番、委員長 川角一郎君。

○川角^{予算審査特別委員長} 平成19年2月28日付で、本委員会に付託された議案の審査の結果を、会議規則第101条の規定により次のとおり報告します。

付託されました平成19年度各会計予算について、3月12日から3月20日の7日間、特別委員会を開催し、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

歳入につきましては、市税のうち市民税・固定資産税が、税源移譲、定率減税の廃止、また、法人市民税の伸び等により増額しているものの、地方譲与税及び交付金は大きく減額され、また景気が回復していると報じられていますが、中山間地域に属する本市においては、一般会計の予算総額が3.8%、特別会計の予算総額が4.5%減額となり、合せて約15億円の減少になっています。

歳出につきましては、特徴的には扶助費が11.3%増加している反面、普通建設事業費は34%減少しており、義務的経費の占める割合が50%を超えております。平成22年が償還のピークを迎えるわけですが、平成19年公債費は前年度より減少しているものの、性質別歳出に占める割合では人件費を超えて最も多くなっています。このまま推移すれば本市の基金が数年で底をつくことが予想されることから、ますます厳しい財政運営が予測されます。

執行部からは、職員数や給与の削減等による一層の人件費の圧縮、事務事業の見直しと財源の確保、住民サービスの維持・向上を図るため効率的で効果的な行政運営を進めていくことを前提とした予算説明

がありました。

説明に対して出された主な意見は、中長期の財政計画や事業の優先順位を示し、それに基づいて行財政改革や経常経費の削減、事務事業の見直しを行うとともに、自主財源の確保を図る施策の展開や住民負担・事業支援補助金等で均一化されていないものを早急に対応の要望がありました。また、定員管理により職員を削減する一方で権限移譲により業務が増えている中、行革を進めるには職員の資質・能力の向上と意識の高揚を図る必要があることから、効率的かつ連携のとれる組織運営、目標管理制度と併せた適正な人事評価システムを早期に確立していただきたいとの意見がありました。

人的業務委託については、業務派遣に変更されましたが、派遣社員の多くは安芸高田市民であることから、今後のあり方について早期に検討し、方向性を示していただくことを強く望みます。

審査の結果につきましては、付託されました議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算から、議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算までの13件の予算案について採決しました結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算の討論において、合併以降の予算編成や委員会でこれまでいろいろ指摘してきたことが改善されていないことや懸案事項に対する問題点について、3名の委員から反対討論がありました。また、去年の災害復旧予算や、市民生活に欠くことのできない予算であるなどの3名の委員の賛成討論もありました。

執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますようお願いいたしまして報告とさせていただきます。

以上です。

○松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本13件に対する反対討論の発言を許します。

○亀岡議員

議長。

○松浦議長

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

私は、提案されております中で平成19年度一般会計予算に関係して反対の討論を行います。

反対の主な理由といたしましては、葬斎場の件についてであります。葬斎場の今の計画は民間の葬斎場の動きなどが全くなかった時点における協議をもとにした合併新市建設計画に基づきつくられたものであ

りますが、現在は吉田町内に民間による葬斎場が2カ所も実現する状況になっており、合併協議の当時とは本市の情勢も大きく変化をしておるところであります。講中葬も続く現状の中で、葬斎場は3カ所も要らない、2カ所あれば事は足りるというのが今日の方の市民の声であります。確かに講中葬も続く中で、本市の総人口や月々の死亡者数、減少していく人口動態などをみると、2カ所もあれば事足りるとの市民の声は当たっており、尊重したいところでもあります。

そこで、市としましては3カ所目になる葬斎場の計画は見直し、これを行い葬斎場は民間に任せ火葬場だけの建設整備を早期に進めることが必要であります。そうすれば今計画されている事業費においても約半分で済むであろうし、財政的にも大きな得策になるのであります。特に今、財政の健全化は市政の上からも直面している限りなき重要課題であります。今の計画の見直しこそ、健全化へ向けての有効な第一歩となるであります。財政の健全化については、個々の経済的活力を低下させかねない、給料のカットや市民の負担増などによる財政対策が健全化への道であってはなりません。今重要なことは施策を十分精査し、必要以上のことに新たな投資を避けることであります。それこそ有効な健全化への道といえるのではないのでしょうか。

また、市の財政健全化への重要な要素として地域経済の振興があります。民間活力が盛んであるほど、税収も期待できるのでありまして、その関係からも民間がみずからの力で進出している分野の事業に、行政が割り込んでいくことは適当でなく、その経済活動の採算性を阻害することにもなり、行政みずからが主張している地域経済の振興に反する行為にもなりましょう。また、さらには市の計画している葬斎場の説明では講中葬が続かなくなったときには必要と考えると言われておりますが、市の考え方として、全市すべての地区が葬祭もできない活力のない地域になると想像されているのでしょうか。もしそうだとすれば、自治振興による地域活性化への呼びかけは全く無意味なものとなりますが、いかがでありますでしょうか。

このような考え方では、発展的安芸高田市をつくることはできないと考えます。今の葬斎場の計画はそうした面から考えましても、本市の振興発展に整合性がなく認めがたいのであります。

以上をもって反対討論といたします。終わります。

- 松浦議長
- 杉原議員
- 松浦議長
- 杉原議員

次に、本13件に対する賛成討論の発言を許します。

議長。

14番 杉原洋君。

はい、14番。

平成19年度安芸高田市一般会計、特別会計、11件の歳入歳出予算案の審査を行いました中で、非常に厳しい財政状況の中で、合併をして4年目を迎え、新市の建設計画も計画どおり進めてきておられます。

市の目玉であります、地域振興策として32の地域振興組織の支援事業、新しい事業では子育て支援策、子育て支援センター運営事業、3歳未満児対象のみつや保育所の開設、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置、環境保全の向上対策、国・県の対象条件としない市内の小規模農家の市独自の支援事業など。また、昨年9月豪雨災害への復旧支援策、災害を踏まえて消防団員の活動等の整備やハザードマップの作成、自主防災組織設立促進の計画、向原甲立両駅に自動駐車場発見器の設置、教育を推進するための少年自然の家の利活用、学校給食調理場再編整備調査事業等、新しい事業をも取り入れ、災害に強い町づくり、少子高齢化の中での子育て支援策、中山間地農業振興策、障害者福祉、市民福祉の向上に努め市民サービスを低下しないように、また法律的な行政執行を図っていかうとされておられる姿勢が伺われますので、よって私は本予算案については賛成するものであります。

以上、賛成討論を終わります。

- 松浦議長
- 岡田議員
- 松浦議長
- 岡田議員

次に、本13件に対する反対討論の発言を許します。

議長。

19番 岡田正信君。

19番、日本共産党の岡田正信です。

予算特別委員会でも反対申し上げましたけども、本会議でも私はこの一般会計予算につきまして、議案第40号の19年度一般会計予算について反対するものであります。

予算審査特別委員会でもいろいろ出ましたように、今日の財政的に直面しとる課題は安芸高田市だけの問題ではないことも明らかになりました。合併前からのいろいろな国の政策が大きく関係いたしまして、その借金を持ち込んだのが実態であります。それで、こういう中で市政4年目を迎えてですね、それでは国の関与は否定できませんから、ではどうして安芸高田市が健全化を図ろうとするかと、こういうところがですね、うかがえないところに大きなポイントを私は置きました。先ほど反対討論の方も言われましたように、その合併前の約束とは状況が変わっている。葬斎場の件でございますけども、この面で考えますと同様に借金を重ねるといふところがおかしいと私は思いますね。一つは。

それと、少年の自然の家の分の借金につきましては、これは満足できないものでありますけども、教育上の観点から重きを置いて私は認めたわけでございますけども、ただ、我が安芸高田市でどうすればいいかと、こういうところにね、大きな問題が生じとるんです。ですから、機構改革でも出されましたようにですね、健全な行政改革、そして健全な財政運営。そのために行おうとされとるんでしょうけども、対等合併という形で今日進んでおりますから、いい面はいいところがあるんでしょうけども、何せ問題を対等に持ち込んで、いろんな課題を精査できてない状況に大きなウエイトがこの安芸高田市にあると思う

んです。そういう中で、一つはその葬斎場の問題がなお借金を残すということで、第1の反対理由であります。

それから、二つ目にはその我が市の中で、一番そのメリットといえますか当初からの振興会づくりのこのウエイトを持たれとる中でですね、先立っても指摘いたしましたけども、どの振興会も同じような状況ではないと、こういうことをございますけども、やはり同じような使い方をしようとされとる。地域的に一番進んでおる川根地区の振興会はですね、前年度は100万円、前々年度ですか。前年度が200万円の繰越金をお持ちになっているような状態のところでも、同じような資金を投入されようとしている。ここらの見直しは、みずからできることだと私は指摘しましたように、この問題もそのまま、またそのまま行こうとされとる。が、2つ目の理由であります。

それから3つ目には、これまでも指摘しましたけども、やはり安芸高田市の一番古い体質はここに現れておる。今は、名前を変えておりますけども、部落解放同盟の団体助成金。名前は変わっておりますけどもやはり同じ方針のもとで、その補助金は400万円。少なくなったといいますが、この点が一番遅れている点ではないかとこういう点を指摘いたしましたして、反対の理由といたします。

以上、終わります。

○松浦議長 次に賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

○塚本議員 はい。

○松浦議長 7番、塚本近君。

○塚本議員 平成19年度の議案40号、安芸高田市一般会計予算に賛成する討論をするものです。

19年度の当初予算は199億7,000万で、昨年207億6,000万より7億9,000万の減で、率にしてマイナス3.8%の減額であり、特に歳入の予測が非常に厳しい中での予算編成であったろうと思っております。

特に少年自然の家、葬斎場、第3セクター施設の指定管理、人的派遣業務、福祉、災害復旧、組織機構改革等、多くの議員の皆さんからの質問に対して、市当局の説明を受けました。

特に議会において、特別委員会を設置して協議を重ねてまいりました、葬斎場建設であります。計画の経過は合併前の連合時代からのもので、現在4カ所にある施設が建設後20年以上経過し老朽化が進んでおり、その上環境汚染防止設備がなされていないことで、ばい煙や臭気の発生が周辺環境に影響を及ぼす現状を考えると一日も早く建設が望まれます。特別委員会において、建設予定地は本市の財政状況を踏まえ、6カ所の候補地の中から用地取得費やアクセス道路の整備等を協議し、候補地を選定したものであり、地元への説明、また地元のご意見を真摯に受け止め、誠意を持ってご理解をいただけるよう交渉

してください。平成19年度の葬斎場予算は用地・測量費・環境調査費で2,616万3,000円であります。

次に、少年自然の家につきましては、平成18年1月19日広島県教育委員会生涯学習課において、県立青少年教育施設の行政評価と今後のあり方について、平成14年7月から平成17年の6月までの3年間の行政評価を実施され、今後の施設のあり方について検討され、少年自然の家においては県立少年施設として利用者の減少等で、その役割を果たすことは困難であるが総合的所見として、人的・物的など地域財産を活用した地域密着型の施設として、今後も利用が期待されるとの行政評価の結果が報告されました。平成19年の3月をめぐりに県立施設としての廃止を検討し、今後施設の存続、活用について地元と協議すると発表し、それを受け議会で特別委員会を平成18年6月12日設置したものであります。

これまでの委員会を通じて現状の問題点、そして今後の利活用など協議、また基本的には施設は残し、リニューアルの予算の積算に入ることとなりました。平成18年の9月18日の委員会でリニューアル経費が2億2,194万9,000円になるとのことであります。平成18年の10月10日には、収支見通しとして管理運営において1,592万9,000円の赤字経営となる収支見通しが報告されました。11月17日の委員会でリニューアル経費を県と交渉していくと確認をし、それをもとに県知事、議会議長、地元児玉県議、教育長への支援を要望されたところであります。今日まで、市長は今の財政を考えれば支援がなければ、引き受けは非常に難しいということでありましたけれども、広島県の平成19年度の予算で計上され、本市も改修工事費の2億1,200万円計上されたものであります。

管理運営費の1,683万9,000円ですが、この施設を活用し本市の次の代を担う青少年の健全育成また広域施設として広く開放して、交流人口の増加、スポーツ施設との連携により、地域経済への波及的効果の誘発、地元においても地域の施設として熱望されております。管理運営費につきましては、投資的経費と考えます。今後、利活用プロジェクトにおいて各方面から論議されることに希望を持つものであります。

平成19年度の予算は、施政方針の中でも基本方針が示され、本市が今後とも真に必要な住民サービスの水準を確保しながら主要事業を早期に実現し、健全で安定した財政を基本に内部努力や事務事業の抜本的な見直しをするとあり、安芸高田市組織機構改革、特別職また職員の給与カット、補助金は検討委員会に諮問し、補助金の削減など経費削減に努めておられる中です。市民生活に直接かかわる安心・安全の町づくりのソフト事業、自然災害に対する防災事業、学校給食調理場と再編整備調査事務事業、また子育て事業、福祉事業においても障害者自立支援、在宅福祉などの予算、中山間地における経済基盤事業

での産業の育成、また昨年発生した災害復旧事業なども配慮されており、私は予算委員会の中で説明を受け、平成19年度の当初予算に賛成するものであります。

以上です。

- 松浦議長
- 今村議員
- 松浦議長
- 今村議員

次に反対討論はありませんか。

議長。

17番、今村義照君。

私は、一般会計予算に反対する立場として討論をいたします。

本来、19年度はこれまで論議されたように合併後4年目に入って、新生安芸高田市の方向性が明確に示されなければならない今年度というふうを受け取っておるわけでございます。なぜなら、6町合併によって旧町の事業や事務の調整を3年間でほぼ終えて、ハード事業の最低必要限度の諸課題の方向を示して、いよいよ合併による行政効果を具体的に確かめ合いつつ、市民への行政サービス提供を高めていく年度、この年度として第一歩となるはずでございました。

しかれども、その方向性はいまだに先送りの感が強いのでございます。かかる観点から19年度予算案を検証してみると、いくつかの課題がございました。その諸課題とは、予算審議中に示された総合計画の実施計画、中間事業報告でございます。そして、それに伴う財政計画の推計でございます。中身によると義務的な経費の固定化と相まって、今後5年間はよほどの経費削減につながる行政施策が遂行されなければならないのに、その方策が具体的には見られないことでございます。その諸課題のうち、少年自然の家の運営をめぐる根本的な見直し問題もこれまで論議を重ねてきました。当施設が市にとって、運営費の負担増につながるということは明白でございます。

県時代に6,000万の事業資金が必要であり、今後改めて市の運営費に関しては約1,600万にわたる経費が予算化推定をされております。県の状態と市の状態を比べてみれば、市の一人当たりの市民の財政負担は、実に16、7倍にあたる予算を資本をそれに振り向けなければならないわけでございます。そして、当施設の機能、施設のあり方をめぐる不十分な論議もあろうかと思えます。また、35年を経た施設にそれこそ償却資産に近い施設に改めて、2億何がしかを使って長期的な資本投入が適当なのであるかどうか。今後、運営上プロジェクトチームを組んで、運営管理の適正な方向づけが出てからでもこの事業は遅くないのではないか。そして、そのチームの検討が6月までに出される方向で示されておりますけれども、施設規模が現状の改修の中で決定し、使用料金や運営管理の概略の方向性があるという制約の中です、いかなるその機能や利用の仕方を検討するとしても、新たな基軸や営業面での刷新的な利益につながるものが非常にできにくいこと、あるいは出にくいことが予想されるのでございます。また、これまでの執行部提案は従来の少年自然の家の運営管理の延長

線上にございます。新たな事業のやり方の方策が、あるいはその計画が明確でないことも、という認識を持っております。

財政の問題で考えるならば、現在一刻の猶予も許されない当市の財政状況の中で、いくら1億円相当の費用がですね、一時的な投下資本が必要なわけでございます。このことが果たして適正なのか、この事業受け入れについては、できるだけ市の持ち出しをしないことで、この事業を受け入れたいという姿勢でございましたが、結果的には約半分の1億1,000万ばかりが持ち出しとなるわけでございます。そして、その財源は過疎債という有利な起債や積立基金の一時的使用であったとしても、今後のつけにつながるのではないかと。この逼迫した財政状況の中で許されるのか。市民の多くが疑問を抱いている問題でございます。余りにも十分論議をへずして事に当たっているのではないかと考えられるのでございます。

次に、人的業務委託の件でございます。

当初の契約の要領には、明確な取り決めがなされず、この性質が臨時的な職員の対応ということでございますので、不確定な要素が大変強い予算ではありますが、結果的には行政側と大新東双方に管理統括不足の面から法的にも課題を残してきております。業務委託契約が結果的には、出来高払い方式の精算によって、この事業が総括されようとしとるわけでございます。その営業管理費の中身も不透明でございます。

そして、19年度予算案では中途から業務委託費そのものの諸費用をそのまま人材派遣に組み込まれたものとして検討がなされました。このことは、管理運営費としての経費と人件費的費用の明確化が必要ではなかろうかというふうに思うわけでございます。人的業務委託料が人材派遣業と同額であるという予算振り分けは認めがたいのでございます。また、現場での業務執行の上で正職員との感情的なもつれや就労する人材にも厳しい労働条件から、あたら優秀な人材を市内から失う現象も見られております。この業務委託のあり方そのものの施策が本来なら根本的に見直しをされるべきものだというふうに思うわけでございます。

以上2点の観点で予算案の削除、または修正を求めて反対するものでございます。

そして、この定例会におきまして、これからの組織機構改革と職員の適正化の問題に触れないわけにはいかないわけでございます。

この改正案は、まさに先送りになり行政改革の中で中枢を占める重要な案件だけに慎重を期すのは極めて結構なことだと思いますが、早急なる改めての提案を求めるものでございます。そして、職員の適正化についてでございます。これは、中長期的にわたる事業事務の見直しを含め、事務効率をいかに高め、組織機構が活性化していくかが求められるわけでございます。財政の中でも人件費の占める比率は極め

て高く、高いがゆえに適正とされている人員適正化計画、市民100人あたりに1名の職員体制に限りなく近づけることが、そういったことを念頭において事務量との関係で計画されなければなりません。示された財政計画の見直しでは人件費と職員の適正化の方向性が見えてこないわけでございます。

19年度の人件費は18年度より2億1,500万ほど減額されてはいるものの、その中身は自然減によるものでございます。そして、その計画からみると今後5年間は、ほぼ同一の約41億から2億円で推移する見通しで、このことは全く計画性が見えていない結果だと思っております。ならば、これまで検討されております給食事業、あるいは保育所運営、福祉関係の事業など事業目標と組織機構のあり方を全職員で見直して、その方向性を示せば応急的な形での職員の短期的な給料半減、あるいは減額によるというような職員の意思につながるやる気の低下、あるいは士気に影響を与えることになるのは当然でございます。ならば、本当に仕事をする職員が報われる仕組みを早急につくるべきでございます。

これまでの賛成討論の議論の中で、この案を評価するというところでございますが、主にはそういう視点から反対を討論とし、これまで賛成されたことについてなかなか総花的な総括であって、具体的な評価の仕方というふうには受け取れないわけでございます。この点をしっかりと考慮していただき、この予算案に賛否の態度を明確に示すことが我々に与えられた責務だというふうに思い、反対討論といたします。

○松浦議長

討論の途中でございますが、この際14時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時09分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、賛成討論の発言を許します。

○赤川議員

議長。

○松浦議長

はい。8番、赤川三郎君。

○赤川議員

8番。私は、平成19年度の一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成19年度一般会計を初め、各特別会計の予算に対して慎重に審査してまいりました。市長を初め、執行部のご努力により、平成19年度予算編成をいただきました。多くの課題解決と市民生活にとって、欠くことのできない重要なものばかりであります。念願でありました、市消防分駐所の設置運用開始や災害復旧などの市民生活にとって重要な予算であります。児玉市長のこれまでの真摯な姿勢で運営され、「人輝く安芸高田市」建設のため強力に進めていただくよう期待するもの

であります。

今回の第1回定例会で、特徴的な反対意見について、すべてにわたり反論するものではありませんが、1点について反論いたします。それは市長の提案であります、少年自然の家の安芸高田市への移譲がまるで夕張に象徴される赤字の元凶のごとく、論じられているからであります。

皆さん、既によくご承知のとおり、広島県が廃止を打ち出したことから市長はこのことをいち早く議会に諮られ、郡山史跡に位置する少年自然の家は建てかえるということは困難なものであり、リニューアルであれば再利用できることが分かる。その経費を算出し、議会の理解が得られれば検討、交渉したいと提案され、議会は交渉することを了承してきました。この間、10回に及ぶ特別委員会の協議のとおりであります。ご努力の甲斐あって、ほぼ満額リニューアル経費を県から約束を取りつけられ、広島県の予算に計上されたことは市長の報告のとおりであります。こうしてこの少年自然の家は、市内の小・中学生や高校生など廉価で宿泊できる施設であります。既に、毎年のように利用されています。市としては今まで、県の施設であるためサッカーの試合だけで宿泊するといった利用は不便でありましたが、今後は市やスポーツ団体が主催するサッカーやハンドボールなどの交流試合など、安くて多くの青少年を受け入れる施設が市の施設になるわけがあります。新年度の予算に計上されたものであります。

この時点に及んでもう少し時間をかけ、今年かかる経費を検討協議の後に送るなど、到底できるものではありません。今後のリニューアルは検討委員会で、市民の方や学識経験者の意見や協議結果を盛り込み、特別委員会で審議を行うものであり、何ら、拙速ではありません。むしろこれまで、高宮町長時代から先見性のある施設展開されてきた実績をみれば、計画を持ってこの少年自然の家を立派に再利用されるものと確信し、そのほか平成19年度の一般会計を初めとする特別会計予算に賛成するものであります。

終わります。

- 松浦議長
- 明木議員
- 松浦議長
- 明木議員

次に、反対討論がありますか。

議長。

1番、明木一悦君。

議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算に対して、反対討論いたします。

合併4年を迎え、この予算案には将来の安芸高田市に向けての取り組みとそれに対する行財政健全化に向けての改革案が、施政方針や予算案の中に明確に示されていないのではないかというふうに思います。また、それを探り出し方向性を見極めたいとする予算審議の中での質問に対する執行部の答弁に明確な計画性が示されていなかったのではないかなというふうに思います。短期的な計画だけではこの財政状況

を改善することはできなく、今必要なことは安芸高田市の経営的視点から財政健全化に向けて財政計画をつくっていくことが必要なんではないでしょうか。国や県からの収入だけに依存したこれまでの考え方から脱皮し、少しでも多くの自主財源を創造していくことが求められておる。それが未来を背負う子どもたちにとって、夢ある安芸高田市にしていくための一番大切なことではないかというふうに考えます。

新聞報道にもあったように、市民生活を脅かす財政の非常に厳しい状況を迎えようとしている時期の予算案としては、将来の安芸高田市に夢が持たれないものではないかなというふうに考えます。

私もこの議案第40号、以上の理由により一般会計予算案に対して早急なる差し替え案を求め、反対するものです。

以上で反対討論を終わります。

- 松浦議長
- 山本議員
- 松浦議長
- 山本議員

次に、賛成討論ありませんか。

議長。

16番、山本三郎君。

議案第40号安芸高田市一般会計予算の中につきまして賛成討論をいたします。

平成19年度に対しての市長の施政方針の内容、また各常任委員会、またそして予算審査特別委員会での質疑応答の状況で、次のことを判断いたし賛成討論といたします。これは神聖なる議場での質疑応答でありますので、真摯に私たち政友会会派も受け止め判断をした結果であります。

まず1点目といたしまして、財政状況が厳しい中で、吉田少年自然の家の事業執行予算については特別委員会を設置され、10回の委員会を開催され、そうした経緯であります。しかしながら、市民の中にはこのことにつきましては非常に疑念を持っておられるわけがあります。そうした中でこの委員会が10回開催され、そうした中で特別委員会といたしまして、委員長の報告は委員会としての議論は尽くしておるので今後は予算審査委員会において委ねるといふ委員長の報告のもとに、この予算審査委員会でいろいろ議論をされてきております。

こうした状況の中で、財源が非常に厳しい状況ではありますけれどもこの予算特別委員会での審議の過程というものは、我々21名の議員が選んだ特別委員会での審査で、そうした結果が出た上でのこの予算執行への提案であると思っておりますので、これは今後大きな問題は抱えておりますけど、市長の答弁の中で収益を求めるといふ方向も考えなくてはいけないということで、まずプロジェクトチームをつくり、大学の先生を踏まえてこのことについて市民に少しでも負担のかからない方向性を探って、これを執行していく上に皆さんとともに今後とも議論を重ねたいとこういふ市長の答弁をあったこととさせていただきます。

そうした中で、今後我々はこのいかに市民に負担のかからない方法に持っていくかということを経営を今後議会で十分審議していく必要がある

と思い、これは我々政友会といたしましては、今後いろいろな機会あるごとにこれをしっかりチェックして参るということで賛成をいたしております。

次に、今特に市民が我々の後ろで大きく反対を唱えてくれという強い声がありますのが、先ほど来、葬斎場の問題であります。この葬斎場の声は非常に市民の方々は、先ほど来、同僚議員が反対の立場で言われましたように、果たしてこのものが必要であろうかというような意見がたくさん市民の声であります。しかし、そうした声を私は一般質問及びまたこの予算審査委員会での中でのいろいろ市長の答弁を聞いておりますうちに、随分当初より方向性を柔軟に考えられる節々が見受けられました。と申しますのは、やはり、特別委員会は全員の特別委員の構成でこれをやっております。そうした中で、今後特別委員会においてのいろいろ審議状況によって、これはまた慎重に考える時点があるならば見直しも必要かとも考えられるというような市長の答弁も私は受け取ります。これは、大いに今までの市長の方向性が柔軟になってきたということ判断を私はしております。そうした中で、特別委員会においてこのことはまだまだ議論を重ねる余地が十分あると思いますし、またいくら予算を組んでおられましてもやはりこのことは地元の理解が得ない限りは執行はできないものではありませんし、十分そういうことを考えますと今後市長さんを交え、執行部の方と市民の声を十分反映できるこの葬斎場建設は考えていかななくてはならないと思っております。そして、この安芸高田市の財政状況を踏まえていろいろ今回の予算審査委員会で非常に各議員さん厳しい質問を執行部にされました。そのことによって、随分この執行部の方々は今回の予算審査特別委員会での考え方に、随分考えさせられたのではなかろうかと私は推測いたしております。そうした状況の中で、先ほど来、議案第53号におきましても市長の勇断をもって4月1日の機構改革を10月1日というようなやはり、これは議会がまだ執行部に対しての十分な議論がなされていないものについて、この議員の声を十分受けてもらったものと思っております。

そうした中で今回、財源不足6億余りの財源不足の中で、今回の予算の中で、補助金団体の補助金見直しをされております。これも14.6%の補助金の見直しをかけ、7,562万3,000円の補助金見直しをされております。補助団体の中の200団体近い中の57項目を統合あるいは廃止したりしながらの補助金についての削減をし、財政への厳しい中を反映すべき点をされておところが評価しなくてはならないのではなかろうかと思っております。

今回の予算にあたりまして、各この議員の方々は非常に財政の厳しい状況を市民の声を十分聞き取られた上の代弁をされましてのこのたびの予算審査委員会であったと思います。そうした中で、非常に微妙な私たちの市民の声を聞いた中での微妙な立場を持ちながら、執行部

の今後の議会でのいろいろ質疑応答をした中での重みを十分受け止めていただき、これからの19年度予算に反映すべき点を強く願って私は賛成討論といたすものであります。

以上です。

○松浦議長

次に、反対討論の発言を許します。

10番、熊高昌三君。

○熊高議員

私は、議案第40号に対して反対をするものであります。

先日、人生の先輩の方から「君子は豹変するという言葉もありますよ。」というふうなことを聞きました。今議場でもそういった方々が随分いらっしゃいまして驚いておりますけども、「君子は豹変する」というのは悪いイメージでとらまえておりましたけども、「人格者は過ちがあれば速やかにそれを改める鮮やかに面目を一新するんだ」というふうな言葉がありまして、私もできればそうしたいなという気持ちもありません。しかし、この言葉はぜひとも児玉市長にお送りしたいというふうに思います。

委員長の報告はさらりと上手くまとめていただきまして、本当に我々の質疑の内容、あるいは討論の内容もまとめていただき、本当に嵐が吹いた委員会であったんかというふうなイメージがないぐらいに上手くまとめていただきました。質疑のする余地もないぐらいのまとめでありましたので、質疑はしませんでしたが、私たちが特に言っておるのは、3つの点に関して主要には予算の中で反対しておると、いうふうなことです。この内容については予算委員会の中で、るる述べ、あるいは反対討論の中でもしっかり述べさせていただきましたので、あえて重ねて申すことはしませんが、一つ言えば人件費削減に対してしっかりと市の方針の中ですべきじゃないかというような点で反対をさせていただきました。

2点目の吉田少年自然の家については、ある程度地元の意向も含めて設置をして運営するという、そのこと事態はある程度認めていこうというふうな観点で委員会の中で話してきました。しかし、やはりプロジェクトをつくって運営するには短期間の協議にすぎないんじゃないかというふうなことで、まだまだ時間をかけてしっかりリニューアルを含めて協議をする必要があるんじゃないかなというふうな気がして反対しております。

特に先ほど賛成討論の中にもありましたが、10回の委員会の中でいろいろ協議をしてきたという経緯の話をされましたが、一番少し違うんじゃないかなという気がしたのは、今日も過疎債の見直しの中にありましたように、当初は県がすべての予算を出してくれるんだというふうな方向で認めていこうというふうな協議があったと思いますが、最終的には直接出るお金は1億200万、あとは1億6,000万は過疎債でということですから、本来ならば過疎債も使わずに県が認めてくれるということを望んできたわけですけども、その辺は委員会の

中である意味あやふやにされてきた結果として過疎債という形の見直しをせざるを得んというふうな状況にきたということは、ぜひとも確認をしておいていただきたいというふうに思います。

3つ目は人的業務委託について、これについてもいろいろと質疑をしてきました。今度は、人材派遣業務に移行するんだということでこれもしっかり見直しをするという市長のお言葉もありましたので、一つは安心をしておりますが、中身についてはやはり不十分な説明であったというふうなことで、少し理解はしがたいというふうな点で反対をせざるを得ないというふうなことであります。

主に以上の3点について反対を申し上げておるわけで、他の災害関係とかいろんな形で市民の皆さんに密着するようなものは、しっかりやっていただきたいということも予算委員会の反対討論の中でも申し上げております。そういったところは誤解のないようにぜひともご理解いただきたいというふうに思います。

そういった観点から今後市民が行政に本当に期待しておるところは、どうということなんかというところも少し申し上げてみたいと思います。当然、児玉市長主要な施策として住民自治の振興を図って町づくりをしていこうということでもあります。やはりそのためには、行政が持っておる課題、そういったものをしっかり市民と共有しながら、というのは情報をしっかり開示しながらともに苦しいところは一緒に汗をかいていこうというのが本来の住民自治のあり方ではないかというふうに思います。そういった姿勢を行政にしっかり持っていただきたいと、今までは余りにもそういった情報開示という点が疎かになると、そういう点からして議会の議論というのもなかなか深まっていけないというふうな気がしています。

今日のような討論会がされればこういった場面にはならなかったんじゃないかなというふうに思っておりますし、今後の議会の委員会あたりのあり方、非常に逆に楽しみにできる状況に今回の最終日はなったかなというところで、非常に私もうれしく思っております。そういった方向にするためにも、しっかり今回の議論を受けていただいて情報をしっかり議会にはもちろん、市民にも開示するという姿勢をぜひとも持っていただきたいというふうに思います。

最近といいますか昨日今日の話ですけれども、全国の地価価格が発表されたようですが、安芸高田市の中心地である吉田、これは価格が下がったようであります。経済というのは本当に正直だなというふうな気がしております。やはり、安芸高田市にそういった経済も希望を持っていないんじゃないかというふうな感じもして非常に残念でなりません。やはりしっかりとの方針の中で、安芸高田市が活性化ができる、そういった方向をぜひとも求めていく必要があるというふうに思います。そこらが19年度の予算を審査する中で、まだまだ十分ではないということで先ほど挙げた3つの主要な反対理由をもって、こ

の議案第40号に反対をするものであります。

今朝ほど私ごとですが、朝飯を食べながら女房と「今日もわしは負け戦に行くんだがなあ」というふうな話しをしましたら、この間も予算審査の討論で言いましたが、硫黄島の映画を女房が観ておりました。硫黄島で討ち死にしたというか、負け戦とは分かっておっても死んでいった多くの人がありましたけども、そういった勝つことはできないという、負けはわかっておってもやはり戦う場があるんだ、というふうなことをその映画の中で汲み取ったというふうに女房が言いまして、ある意味勇気をもって今日も潔く負け戦をしてこようというふうな気持ちで来ましたが、このことはいずれ、わかってもらえる時が来るということを信じて、断腸の思いで反対の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

- 松浦議長
- 入本議長
- 松浦議長
- 入本議員

次に賛成討論、発言ありますか。

はい。

15番、入本和男君。

議案第41号の国民保険特別会計についてですが、最近健康というふうに非常に注目されとる中でですね、プールというものが出ておりますけど、やはりプールの活用によってですね、国保の保険料の減とかいう、また健康で元気で長生きという、最近話題になっております「ピンピンコロリ」という言葉の流行ができますようにですね、ぜひ、プール予算がですね、補正でも組んでもらってですね、充実したような形になることを期待しまして賛成をいたします。

- 松浦議長
- 藤井議員
- 松浦議長
- 藤井議員

次に反対討論はありますか。

ほかに討論ありませんか。

はい。

賛成討論を求めます。

11番、藤井昌之君。

議案第40号一般会計予算についての賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、1点は昨年台風の影響による災害復旧、この予算を立てていただいていること。さらには、今も賛成討論、反対討論多く出ておりますけれども、少年自然の家の予算が計上されたこと。そして、3つ目は葬斎場建設にあたる調査費が予算に充てられたところでございます。

災害復旧費につきましては、もう申し上げることはございませんけれども、少年自然の家につきましては、私も昨年の3月定例議会の一般質問で広島県がこの平成18年度末で、少年自然の家の廃止を文教委員会の方で決定されたと。いう情報のもとに一般質問をさせていただきました。私も旧吉田町の時からこの県立少年自然の家とともに運命をともにしてまいりました。吉田の歴史を見ますときに、今も郡山

城史跡100選に選ばれたところでございますけれども、この郡山の歴史のあるふもとへ県立少年自然の家が建設され、それから30数年、今日まで来たわけですが、旧吉田町の住民にとりましては大変身近な施設でございました。県の文教委員会では、県の予算が厳しいという状況の中での廃止の判断だと聞いております。しかし、教育委員会の方ではもう青少年健全育成のそういう教育行政というのは役割をもう果たしたんだ、というような発表でございましたけれども、今近年この家庭や家族の崩壊によって幼い命が犠牲になり、また子どもが親を殺害したり、親が子を殺害したり、兄弟同士が殺害したり、こういった状況が目に見えるところが大変多いわけでございます。だからゆえに家庭であるとか家族のあり方というものを今、もう一度見直していかなければいけないというふうにマスコミでも報じられております。まさしく、安芸高田市につきましてもこういう時こそ、これからの安芸高田市の子どもたち、青少年の育成の場として私はこの少年自然の家の継続を求めるものでございます。さらには、この周辺には吉田民俗資料館もあるわけでございます。さらに吉田小学校の子どもたち、幅広い子どもたちが利用され、さらにはサンフレッチェのマザータウンとしてのサッカー公園、ユースの子どもたちの誘致、そういった小・中・高校生にわたる子どもたちがこれからの青少年の健全育成の場として、幅広く利用されていくことに対して私は大きな希望を持っているところでございます。さらに市長も協働の町づくりという観点の中から地域振興会の拠点としての機能としても、私はこれは十分機能が果たしていけるものとこのように確信をしております。

さらに葬斎場につきましても、皆さんもご承知のとおり、市内4カ所の火葬場がございますけれども、既に3カ所につきましても老朽化が否めない状況でございます。市民も不安な状況の中でこういう施設での火葬を余儀なくされているところでございます。私は、文教厚生常任委員会に所属しておりますけれども、この福祉という部分につきましても、「ゆりかごから墓場まで」という幅広い福祉の展開の中で、私はいち早くこの葬斎場の建設を急がなければいけない。ただ、今議論されております葬斎場につきましても、これはまだまだ特別委員会の中で、私は議論されてもいいと思っております。しかし、その議論と火葬場建設が遅れるということは私はこれであってはいけない、同時並行できちっと進行していかなければますます火葬場の建設が遅れるわけでございます。

したがって、今回の一般会計予算につきましても、すべてがすべて100%というわけにはいきませんが、今申し上げました3点につきましても、ぜひこの19年度の予算の中での執行を強く要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

ただいま議題となっております13議案中、議案第40号につきましては反対討論もありましたので個別採決といたし、その他の議案については一括して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、さよう取り計らいます。

まず、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第41号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算から、議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計予算までの12件を、一括して起立により採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本12件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本12件は、原案のとおり可決されました。

○松浦議長

ここで、委員長互選結果の報告をいたします。

休憩中に議会改革特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。ここに、その結果を通知いただいておりますので、報告をいたします。

本日、設置されました、議会改革特別委員会の委員長には、10番、熊高昌三君、副委員長には、11番、藤井昌之君が選任をされました。
以上報告いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第48 閉会中の継続調査の件

○松浦議長

日程第48、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますとおり、議会運営委員長及び各常任委員長並びに本日設置されました議会改革特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件についてはこれを承認することに決定をいたしました。  
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成19年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 3時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員